

議第9号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(手数料の種類及び金額)		(手数料の種類及び金額)	
第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。		第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。	
種類	1件につき	種類	1件につき
(1)の部～(40)の5の3の部 (略)		(1)の部～(40)の5の3の部 (略)	
(40)の6の部・(40)の6の2の部 (略)		(40)の6の部・(40)の6の2の部 (略)	
(40)の7 <u>建築物</u> のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部、(40)の7の2の部、(40)の8の部、(40)の8の2の部及び(40)の8の3の部において「法」という。）第12条第1項及び第13条第2項に規定する計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	1申請をもつて1件とする。	(40)の7 <u>建築物</u> のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部、(40)の7の2の部、(40)の8の部、(40)の8の2の部及び(40)の8の3の部において「法」という。）第12条第1項及び第13条第2項に規定する計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	1申請をもつて1件とする。
(40)の7の2の部 (略)		(40)の7の2の部 (略)	
(40)の8の部・(40)の8の2の部 (略)		(40)の8の部・(40)の8の2の部 (略)	
(40)の8の3の部 (略)		(40)の8の3の部 (略)	
(40)の9 <u>建築物</u> のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部、(40)の9の2の部、(40)の9の3の部、(40)の9の4の部、(40)の9の5の部、(40)の9の6の部、(40)の9の7の部、(40)の9の8の部、(40)の9の9の部、(40)の9の10の部、(40)の9の11の部、(40)の9の12の部、(40)の9の13の部、(40)の9の14の部、(40)の9の15の部、(40)の9の16の部、(40)の9の17の部、(40)の9の18の部、(40)の9の19の部、(40)の9の20の部、(40)の9の21の部、(40)の9の22の部、(40)の9の23の部、(40)の9の24の部、(40)の9の25の部、(40)の9の26の部、(40)の9の27の部、(40)の9の28の部、(40)の9の29の部、(40)の9の30の部、(40)の9の31の部、(40)の9の32の部、(40)の9の33の部、(40)の9の34の部、(40)の9の35の部、(40)の9の36の部、(40)の9の37の部、(40)の9の38の部、(40)の9の39の部、(40)の9の40の部において「法」という。）第12条第1項及び第13条第2項に規定する計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	1申請をもつて1件とする。	(40)の9 <u>建築物</u> のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部、(40)の9の2の部、(40)の9の3の部、(40)の9の4の部、(40)の9の5の部、(40)の9の6の部、(40)の9の7の部、(40)の9の8の部、(40)の9の9の部、(40)の9の10の部、(40)の9の11の部、(40)の9の12の部、(40)の9の13の部、(40)の9の14の部、(40)の9の15の部、(40)の9の16の部、(40)の9の17の部、(40)の9の18の部、(40)の9の19の部、(40)の9の20の部、(40)の9の21の部、(40)の9の22の部、(40)の9の23の部、(40)の9の24の部、(40)の9の25の部、(40)の9の26の部、(40)の9の27の部、(40)の9の28の部、(40)の9の29の部、(40)の9の30の部、(40)の9の31の部、(40)の9の32の部、(40)の9の33の部、(40)の9の34の部、(40)の9の35の部、(40)の9の36の部、(40)の9の37の部、(40)の9の38の部、(40)の9の39の部、(40)の9の40の部において「法」という。）第12条第1項及び第13条第2項に規定する計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	
(40)の9の2の部 (略)		(40)の9の2の部 (略)	
(40)の9の3の部 (略)		(40)の9の3の部 (略)	
(40)の9の4の部 (略)		(40)の9の4の部 (略)	
(40)の9の5の部 (略)		(40)の9の5の部 (略)	
(40)の9の6の部 (略)		(40)の9の6の部 (略)	
(40)の9の7の部 (略)		(40)の9の7の部 (略)	
(40)の9の8の部 (略)		(40)の9の8の部 (略)	
(40)の9の9の部 (略)		(40)の9の9の部 (略)	
(40)の9の10の部 (略)		(40)の9の10の部 (略)	
(40)の9の11の部 (略)		(40)の9の11の部 (略)	
(40)の9の12の部 (略)		(40)の9の12の部 (略)	
(40)の9の13の部 (略)		(40)の9の13の部 (略)	
(40)の9の14の部 (略)		(40)の9の14の部 (略)	
(40)の9の15の部 (略)		(40)の9の15の部 (略)	
(40)の9の16の部 (略)		(40)の9の16の部 (略)	
(40)の9の17の部 (略)		(40)の9の17の部 (略)	
(40)の9の18の部 (略)		(40)の9の18の部 (略)	
(40)の9の19の部 (略)		(40)の9の19の部 (略)	
(40)の9の20の部 (略)		(40)の9の20の部 (略)	
(40)の9の21の部 (略)		(40)の9の21の部 (略)	
(40)の9の22の部 (略)		(40)の9の22の部 (略)	
(40)の9の23の部 (略)		(40)の9の23の部 (略)	
(40)の9の24の部 (略)		(40)の9の24の部 (略)	
(40)の9の25の部 (略)		(40)の9の25の部 (略)	
(40)の9の26の部 (略)		(40)の9の26の部 (略)	
(40)の9の27の部 (略)		(40)の9の27の部 (略)	
(40)の9の28の部 (略)		(40)の9の28の部 (略)	
(40)の9の29の部 (略)		(40)の9の29の部 (略)	
(40)の9の30の部 (略)		(40)の9の30の部 (略)	
(40)の9の31の部 (略)		(40)の9の31の部 (略)	
(40)の9の32の部 (略)		(40)の9の32の部 (略)	
(40)の9の33の部 (略)		(40)の9の33の部 (略)	
(40)の9の34の部 (略)		(40)の9の34の部 (略)	
(40)の9の35の部 (略)		(40)の9の35の部 (略)	
(40)の9の36の部 (略)		(40)の9の36の部 (略)	
(40)の9の37の部 (略)		(40)の9の37の部 (略)	
(40)の9の38の部 (略)		(40)の9の38の部 (略)	
(40)の9の39の部 (略)		(40)の9の39の部 (略)	
(40)の9の40の部 (略)		(40)の9の40の部 (略)	

費性能の向上に
関する法律施行
規則（平成28
年国土交通省令
第5号）第11
条に規定する軽
微な変更該当
することを証す
る書面の交付

(41)の部 (略)

(42)の部・(43)の部 (略)

(44) 消防法第1

(1)の款～(4)の款

(略)

1条第1項前段
の規定に基づく
貯蔵所の設置の
許可

(5) 浮き屋根式
特定屋外タン
ク貯蔵所及び
浮き蓋付特定
屋外タンク貯
蔵所

ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロ
リットル以上5千キロリットル未満
のもの

1,180,000

イ 危険物の貯蔵最大数量が5千キロ
リットル以上1万キロリットル未満
のもの

1,410,000

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロ
リットル以上5万キロリットル未満
のもの

1,590,000

エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロ
リットル以上10万キロリットル未
満のもの

1,950,000

オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キ
ロリットル以上20万キロリットル
未満のもの

2,270,000

カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キ
ロリットル以上30万キロリットル
未満のもの

4,550,000

キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キ
ロリットル以上40万キロリットル
未満のもの

5,820,000

1申請をも
つて1件と
する。

費性能の向上等
に関する法律施
行規則（平成2
8年国土交通省
令第5号）第1
1条に規定する
軽微な変更に該
当することを証
する書面の交付

(41)の部 (略)

(42)の部・(43)の部 (略)

(44) 消防法第1

(1)の款～(4)の款

(略)

1条第1項前段
の規定に基づく
貯蔵所の設置の
許可

(5) 浮き屋根式
特定屋外タン
ク貯蔵所及び
浮き蓋付特定
屋外タンク貯
蔵所

ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロ
リットル以上5千キロリットル未満
のもの

1,450,000

イ 危険物の貯蔵最大数量が5千キロ
リットル以上1万キロリットル未満
のもの

1,720,000

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロ
リットル以上5万キロリットル未満
のもの

1,920,000

エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロ
リットル以上10万キロリットル未
満のもの

2,360,000

オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キ
ロリットル以上20万キロリットル
未満のもの

2,740,000

カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キ
ロリットル以上30万キロリットル
未満のもの

5,640,000

キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キ
ロリットル以上40万キロリットル
未満のもの

7,240,000

1申請をも
つて1件と
する。

			ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キ ロリットル以上のもの	7,070,000	
(45)の部～(58)の部 (略)					
(58)の2 高压ガ ス保安法(昭和 26年法律第2 04号。以下こ の部において 「法」という。 の施行に関する 事務	(1) 法第5条第 1項に規定す る高压ガスの 製造の許可の 申請に対する 審査	高压ガス製 造許可申請 手数料	ア 法第5条 第1項第1 号に該当す る者(イに 掲げる者を 除く。)	処理容積(圧縮、液化 その他の方法で一日に 処理することができる ガスの容積をいう。以 下この表において同 じ。)が100立方メー トル以上200立方 メートル未満の設備に 係るものの部分～処理 容積が10,000, 000立方メートル以 上の設備に係るものの 部分 (略)	1申請をも つて1件と する。
			イの部分 (略)		
			ウ 法第5条 第1項第2 号に該当す る者	冷凍能力が20トン以 上100トン未満の設 備に係るものの部分～ 冷凍能力が3,000 トン以上の設備に係る ものの部分 (略)	
(2)の款～(4)の款 (略)					

			ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キ ロリットル以上のもの	8,790,000	
(45)の部～(58)の部 (略)					
(58)の2 高压ガ ス保安法(昭和 26年法律第2 04号。以下こ の部において 「法」という。 の施行に関する 事務	(1) 法第5条第 1項に規定す る高压ガスの 製造の許可の 申請に対する 審査	高压ガス製 造許可申請 手数料	ア 法第5条 第1項第1 号に該当す る者(イ及 びウに掲げ る者を除 く。)	処理容積(圧縮、液化 その他の方法で一日に 処理することができる ガスの容積をいう。以 下この表において同 じ。)が100立方メー トル以上200立方 メートル未満の設備に 係るものの部分～処理 容積が10,000, 000立方メートル以 上の設備に係るものの 部分 (略)	1申請をも つて1件と する。
			イの部分 (略)		
			ウ イに掲げる者のうち 当該移動式製造設備に ついて液化石油ガスの 保安の確保及び取引の 適正化に関する法律 (昭和42年法律第1 49号)第37条の4 第1項の許可を受けた もの	6,000	
エ 法第5条 第1項第2 号に該当す る者	冷凍能力が20トン以 上100トン未満の設 備に係るものの部分～ 冷凍能力が3,000 トン以上の設備に係る ものの部分 (略)				
(2)の款～(4)の款 (略)					

(5) 法第20条第1項又は第3項に規定する高圧ガスの製造のための施設等の完成検査	高圧ガス製造施設等完成検査手数料	ア 法第5条第1項又は法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の3第1項の完成検査を受け、かつ、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたもの	6,100
		イ 第1種貯蔵所(法第20条第1項の規定する完成検査をする場合)	18,750

(5) 法第20条第1項又は第3項に規定する高圧ガスの製造のための施設等の完成検査	高圧ガス製造施設等完成検査手数料	ア 法第5条第1項又は法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、かつ、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたもの	6,100
		イ 第1種貯蔵所(法第20条第1項の規定による完成検査をする場合)	18,750

			ウの部分 (略)
		エ ア～ウま でに掲げる 施設以外の もの	(58)の2の 部(1)の款又 は(2)の款に 掲げる区分 に応じそれ ぞれ1件に つきの欄に 掲げる額に 4分の3を 乗じて得た 額
	(6)の款・(7)の款	(略)	
	(8)の款～(11)の款	(略)	
(58)の3の部・(59)の部 (略)			
備考			
1～10 (略)			
11 (40)の8の部及び(40)の8の2の部に規定する審査において、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項</u> （同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定によりエネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、同各部に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料を納入しなければならない。			
12～15 (略)			
2	(略)		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

			ウの部分 (略)
		エ アからウまでに掲げ る施設以外のもの	(58)の2の 部(1)の款又 は(2)の款に 掲げる区分 に応じそれ ぞれ1件に つきの欄に 掲げる額に 4分の3を 乗じて得た 額
	(6)の款・(7)の款	(略)	
	(8)の款～(11)の款	(略)	
(58)の3の部・(59)の部 (略)			
備考			
1～10 (略)			
11 (40)の8の部及び(40)の8の2の部に規定する審査において、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項</u> （同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定によりエネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、同各部に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料を納入しなければならない。			
12～15 (略)			
2	(略)		